

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度年度回数回/次

2025 年1回

申請書SharePoint

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したることにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人全国フードバンク推進協議会

団体代表者 役職・氏名

代表理事 米山廣明

分類

既存採択団体

法人番号

1012405004136

団体コード

申請団体の住所

東京都新宿区北新宿一丁目8番17号土方ビル7階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、測定の取り消し等が行われることとなっても、異議は 切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間 にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体				
資金分配団体	事業名（主）	ケアリーバーに対する食料支援モデル構築事業			
	事業名（副）				
	団体名	一般社団法人全国フードバンク推進協議会	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1	①草の根活動支援事業				
事業の種類2	①-1全国ブロック				
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
☐	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
☐	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
☐	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
☐	⑨ その他
☐	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
☐	④ 働くことが困難な人への支援
☐	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
☐	⑥女性の経済的自立への支援
☐	⑨ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
☐	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
☐	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
☐	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	日本の相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%、実に9人に1人の子どもが貧困世帯で暮らしています。フードバンクはこのような貧困層を支援するため必要な世帯や施設、団体に食品を提供している。
12.つくる責任つかう責任	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	フードバンク活動による食品ロスの福祉的活用は、国内の食品ロス削減にも貢献することができる。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	フードバンクは行政との連携や企業から食品等の寄付のご支援をいただくなど、協働しながら活動しています。これらの取組は効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップが奨励されている当目標に合致します。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	185/200字
弊会は、全国各地のフードバンク団体の活動支援や、フードバンク団体の新規立ち上げ支援、政策提言活動をおこない、国内フードバンク活動を普及推進することにより、食品ロス削減、貧困問題の解決に寄与することを活動目的としています。 また、国内フードバンク活動の推進を通して、日本国内に食のセーフティネットを形成することにより、明日の食事に困る人のいない社会の構築を目指しています。	
(2)団体の概要・活動・業務	210/200字
弊会では、国内で活動を行う280以上のフードバンク団体の活動を推進するために以下の事業に取り組んでいます。 ①フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究・政策提言活動 ②フードバンク活動の認知度や信頼性を高めるための広報活動 ③フードバンク団体の基盤強化のための研修会の開催、コンサルティング、新設団体の立ち上げ支援 ④食品や活動資金等、フードバンク活動の推進に必要な資源の分配を企業からの寄贈品や助成金を元を実施	

II.事業概要					国外活動の有無		—	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/11/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。		なし
直接の対象グループ	フードバンク団体					(人数)	フードバンク4団体×2名（実務担当スタッフへの技術的な支援）		
最終受益者	中間受益者：児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーフォーム等 最終受益者：ケアリーバー（社会的養護のケアを離れた若者）、里親世帯					(人数)	中間受益者：実行団体4団体×10団体・施設×10人＝400人 最終受益者：実行団体4団体×600世帯×3年＝延べ7,200世帯		
事業概要	社会的養護のケアから離れた若者（ケアリーバー）が、施設退所後や里親の元を離れた後に経済的な困窮だけでなく、社会的に孤立し日常生活で困難を抱えています。毎年約4,000人が施設を離れ、就職や大学へ進学しているものの、頼れる大人が身近にいないケースが多く、生活困窮に陥ったり、離職や退学に追い込まれたりする若者が後を絶ちません。本事業では、ケアリーバーが直面する孤独・孤立、生活困窮に関する課題に着目し、フードバンク団体と社会的養護施設等との連携によるケアリーバーに対する食料支援のモデルを構築し、構築した支援スキームを全国に普及させることを事業目的とし、以下の事業に取り組む実行団体に助成します。 ①ケアリーバーや里親世帯に対する食料支援 ②ケアリーバーに対する食料支援と相談支援、見守りを行うための行政や社会的養護施設、里親等との連携関係の構築 ③支援に必要な食品を確保するための取り組み ④構築した支援スキームを体系的にノウハウとしてまとめ、全国に普及させるための情報共有会の実施								

442/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	793/1000字
これまででは、社会的養護施設などで暮らせる年齢を原則18歳（大学などに進学した場合は22歳）までと定められていましたが、社会的養護のケアを離れた若者（ケアリーバー）が抱える課題を背景に、2024年に改正児童福祉法が施行され、年齢制限が撤廃されるなど社会的な関心が高まっています。また、年齢制限の撤廃に伴い支援対象者が拡大しています。併せて、自治体委託の新たな事業が拡大し支援団体数も増加しており、例えば全国自立援助ホーム協議会の会員団体も5年前の2倍以上に増加しています。 一方で、毎年約4,000人が施設を離れ、就職や大学へ進学しているものの、頼れる大人が身近にいないため、生活苦に陥ったり、離職や退学に追い込まれたりするなど、経済的な困窮だけでなく、社会的に孤立するなど日常生活で困難を抱えるケースが多くなっています。 また、厚生労働省が令和2年度にケアリーバーの実態を把握するために実施した全国調査によると、児童養護施設や里親の元から離れた子ども・若者のうち、51.7%がひとり暮らしをしており、月々の収支バランスが「支出のほうが多い（赤字）」と回答した割合が22.9%でした。また、「今後利用してみたいサポートやサービス」では、「金銭面に関する支援」が29.0%で最も高く、次いで「住居や食料に関する支援」が26.7%という結果になっており、食料支援のニーズも高いことが明らかになっています。 ケアリーバーが施設等を退所した後も安心して生活できる社会を実現するには、ケアリーバーのライフステージに応じて切れ目なく支え、孤独・孤立を防ぐために繋がりを維持する仕組みを確立する必要があります。そのためにはフードバンク団体と社会的養護施設（児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム等）や里親、その他ケアリーバーを支援する行政機関とのさらなる連携体制の構築が急務となっています。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	267/200字
2024年4月、改正児童福祉法施行の下、都道府県、政令指定都市に社会的養護出身者への退所後支援が義務付けられ、その柱としての「社会的養護自立支援拠点事業」では「居場所の提供」「相談支援」「専門機関への繋ぎ」「一時的住まいの提供（任意）」の4つが掲げられ、対象は社会的養護出身者だけでなく、「それに類する者」つまり、親を頼れない子どもたち（年齢の上限なし）全般とされています。 このように支援事業や団体は増加しているものの、ケアリーバーとのつながりを維持したり、再構築するために効果的な食料支援のスキームが構築できていないのが現状です。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	218/200字
全国フードバンク推進協議会では2023年度に、内閣官房孤独・孤立対策担当室が実施する「令和5年度孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査」に採択され、「フードバンク団体を起点としたケアリーバーへの支援スキームの確立」をテーマとした事業に取り組みました。当該事業ではケアリーバーが施設退所後も安心して生活できる環境を作るために、社会的養護施設や里親支援団体などと連携し、継続的な見守りや食料支援、相談支援を行える仕組みづくりに取り組みました。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	208/200字
ケアリーバーに対する公的支援は拡充されましたが、依然としてケアリーバーに対する継続的な食料支援のスキームは確立されていません。そこで、拡充された公的支援と連動する形で、公的支援がカバーしきれない部分を、休眠預金事業においてフードバンクと社会的養護施設との連携によるインフォーマルな食料支援で重層的に補完することが重要です。これにより、ケアリーバーが施設退所後も安心して生活できる環境づくりに寄与できると考えています。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
フードバンク、行政、社会的養護施設の連携が確立し、ケアリーバーに対し継続的かつ十分な量の食料支援を行うことができている。また、ケアリーバーが施設やフードバンクと繋がり続けることで、支援が必要な時にいつでも支援を求め、受けられる仕組みが確立されている。それによりケアリーバーをライフステージに応じて切れ目なく支えることができ、社会的養護の制度を離れた後も安心して生活できる社会になる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体/100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【1】 ケアリーバーが施設やフードバンクと繋がり続け、必要なときにいつでも支援を受けられる支援ネットワークが確立されている。		①連携する行政の数 ②連携する社会福祉協議会の数 ③連携する社会的養護施設等の数 ④ケアリーバーからの支援要請を受けつける窓口（申請フォーム等）の設置有無		実行団体の公募の際に、申請書類に前年度の①～③の実績について記載欄を設けることで、初期値を把握する。 ④は0			①～③について、助成事業開始時に各実行団体ごとに目標値を定める。 ④について、各実行団体ごとに1つ窓口を設置する。 （2029年2月末時点）
【2】 フードバンク、行政、社会的養護施設の連携により、ケアリーバーに対して継続的な食料支援が提供されている。		⑤ケアリーバーへの直接的な食料支援件数 ⑥ケアリーバーへの直接的な食料支援重量		実行団体の公募の際に、申請書類に前年度の⑤～⑥の実績について記載欄を設けることで、初期値を把握する。			⑤～⑥について、助成事業開始時に各実行団体ごとに目標値を定める。 （2029年2月末時点）
【3】 フードバンクと里親支援団体との連携により、里親世帯に対して継続的な食料支援が提供されている。		⑦実行団体が支援する里親の世帯数 ⑧実行団体が支援する里親への食品提供重量 ⑨実行団体が支援する親族里親の世帯数 ⑩実行団体が支援する親族里親への食品提供重量 ⑪実行団体が支援する里親支援団体数 ⑫実行団体が支援する里親支援団体への食品提供重量		実行団体の公募の際に、申請書類に前年度の⑦～⑫の実績について記載欄を設けることで、初期値を把握する。			⑦～⑫について、助成事業開始時に各実行団体ごとに目標値を定める。 （2029年2月末時点）
【4】 構築した支援スキームが全国各地のフードバンク団体に周知されている。		⑬情報共有会への参加団体数		初期値は0団体			⑬50団体（実数）

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配団100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
事前評価により適切な事業及び目標設定ができるよう支援する。また目標の達成に向けて毎月の定例会による進捗の管理や助言、現地視察、研修会、情報共有会における事例共有、食品寄贈のマッチング支援により、実行団体の効果的な事業実施をサポートする。 加えて、本事業で構築する支援スキームを全国に広めることにより、ケアリーバー支援に取り組むフードバンク団体を増加させる。		①定例会の実施回数 ②活動現場への訪問回数 ③研修会・情報共有会開催回数 ④食品寄附のマッチング支援 ⑤情報交換会開催回数		①～⑤の初期値は0			①36回（毎月の定例会） ②12回（各実行団体ごと年1回） ③4回 ④40トン ⑤2回 （①～⑤全て2029年2月末時点の目標値）

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
※以下の【】の数字は、上記の短期アウトカム項目と整合している		
【1】ケアリーバーが継続的な食料支援や生活相談等、多様なサポートを受けられるように実行団体が社会的養護施設や行政、社会福祉協議会、里親支援団体等と連携関係を構築する	通年	114/200字
【1】ケアリーバーがいつでも食料支援を申請できるよう、申請フォームを実行団体や社会的養護施設等のホームページやLINEグループ等に設置する	2026年3月～2027年3月	69/200字
【1】実行団体と社会的養護施設・団体等との連携会議を実施する	2026年9月、2027年9月、2028年9月	30/200字
【2】ケアリーバーの施設退所時に合わせた集中的な食料支援を行う	通年	31/200字
【2】ケアリーバーに対して食料支援を継続的に行う	通年	
【2】ケアリーバーへの理解と支援の輪が拡大するよう、広報活動に取り組む（ホームページ、SNS、プレスリリース）	通年	55/200字
【3】里親世帯及び親族里親に対して食料支援を継続的に行う	通年	###
【2】【3】食料支援に必要な食品をフードドライブの実施により確保する	通年	28/200字
【2】【3】食料支援に必要な食品を食品企業の開拓により確保する	通年	

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
(1) 事業計画のブラッシュアップ、事前評価、事後評価の実施を支援する	事業計画のブラッシュアップ、事前評価：2026年3月～2026年8月 中間評価：2027年8月～2027年10月 事後評価：2028年7月～2029年2月	34/200字
(2) 実行団体の活動が円滑に進むよう、現場視察や毎月の定例会において進捗状況や課題を把握し、適切な助言やノウハウ支援を行う	2026年3月～2029年2月	61/200字
(3) 実行団体向けの研修（広報、食品寄付の募集、ボランティア募集、人材雇用、関係機関・団体との連携関係構築ノウハウなど）	2026年4月、2027年4月、2028年4月	60/200字
(4) 実行団体間で課題や優良事例を共有するための情報共有会を行う	2026年10月、2027年10月、2028年10月	
(5) 全国フードバンク推進協議会として、大手食品企業からの食品寄贈を募り、実行団体へ食品寄附のマッチング支援を行う	通年	57/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	・弊会のホームページに助成事業の公募や助成事業の取組状況を発信していく ・フードバンク団体が主催する講演会等に登壇する際に本助成事業の内容について言及する ・新聞等の取材の際はケアリーバーの必要性にも言及し、メディアに掲載してもらうことで、一般市民、企業、行政、フードバンク団体に対してケアリーバー支援の必要性の理解を高めていく	164/200字
連携・対話戦略	・児童養護施設、自立援助ホーム、里親支援団体等、全国的な組織との対話を通じ、フードバンクと社会的養護の両セクターの連携を促進する ・個人情報保護の為に、資金分配団体の情報管理規定を提供し実行団体の作成を支援する ・全国のフードバンク団体向けに支援モデルの共有を目的とした情報共有会を行う	143/200字

VI.出口戦略・持続可能性について
 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	・事業期間中に資金分配団体としてもファンドレイジング活動を積極的に行い、自主財源を確保する。また、自団体の中にケアリーバー支援部門を創設し、ケアリーバー支援に取り組む団体への支援を専門的に行い継続させることで、助成事業終了後もケアリーバー支援体制を維持する。	129/400字
実行団体	・助成事業終了後も安定的に自主財源を確保し、ケアリーバーへの食料支援活動を継続的に拡大できるよう、助成事業実施期間中から財源の確保に向けて活動地域の民間企業、市民に対する寄付依頼など、ファンドレイジング活動に積極的に取り組む。 ・安定的な財源を確保するための一つ的手段として、活動エリアの地方公共団体から事業委託を受けられるよう地方公共団体に対して事業提案を行う。	182/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果		686/800字
2016年度	熊本地震助成：現地のフードバンク団体へのインフラ整備（倉庫賃借料、倉庫設置費用、冷凍庫設備等）や被災地に対するフードバンク団体の支援物資配送費への助成（270万円）	
2019年度	台風19号助成：被災地域のフードバンク団体が行う災害支援活動への助成（41万円）	
2021年度	休眠預金事業 新型コロナウイルス対応緊急支援助成（2,870万円を7実行団体に助成） 厚生労働省 ひとり親家庭等の子どもの支援事業（4,163万円の食品や物品を40団体に提供）	
2022年度	厚生労働省「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」（11,703万円を51団体に助成）	
2022年度	厚生労働省（2次補正予算）「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」（1,663万円を35団体に助成）	
2022年度	休眠預金事業 新型コロナウイルス対応支援助成（4,913万円を7実行団体に助成）	
2022年度	休眠預金事業 通常枠助成（7500万円を6団体に助成中）	
2023年度	休眠預金事業 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援助成（5,394万円を7団体に助成）	
2024年度	休眠預金事業 通常枠助成（1億5200万円を5実行団体に助成中）	
2024年度	休眠預金事業 物価高騰及び子育て対応支援枠助成（7,000万円を8実行団体に助成中）	
2024年度	企業財団「第7回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」（450万円を23団体に助成）	
2024年度	企業財団「第8回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」（630万円を22団体に助成）	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	1032/800字
（１）食品寄贈のマッチング実績 2018年度は、延べ231のフードバンク団体に対して、延べ31社との連携により57トンの食品寄付のマッチング支援を実施 2019年度は、延べ488のフードバンク団体に対して、延べ68社との連携により120トンの食品寄付のマッチング支援を実施 2020年度は、延べ1,125のフードバンク団体に対して、延べ122社との連携により272トンの食品寄付のマッチング支援を実施 2021年度は、延べ1,296のフードバンク団体に対して、延べ167社との連携により327トンの食品寄付のマッチング支援を実施 2022年度は、延べ1,539のフードバンク団体に対して、延べ178社との連携により470トンの食品寄付のマッチング支援を実施 2023年度は、延べ1,593のフードバンク団体に対して、延べ194社との連携により790トンの食品寄付のマッチング支援を実施 2024年度は、延べ1,486のフードバンク団体に対して、延べ206社との連携により414トンの食品寄付のマッチング支援を実施 （２）組織基盤強化支援 2018～2019年に、コンサルティング養成講座修了2名、フードバンク団体3団体に対して、組織診断及び組織基盤強化支援の伴走支援を実施 （３）調査研究 2020年度は「コロナ禍における加盟フードバンク団体の活動状況に関するアンケート調査」実施 2022年度はソーシャルアクションアカデミーとの協働により以下の調査を実施 ①フードバンク運営における、広報活動の役割と重要性を明らかにする為の調査 ②フードバンクを通じた生活困窮者等への支援に係る企業の取組みに対する調査 2023年度は、内閣官房孤独・孤立対策担当室が実施する「令和5年度孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査」に採択され、「フードバンク団体を起点とした、ケアリーパーへの支援スキームの確立」をテーマとして取り組んだ。本事業では、ケアリーパーが抱えている課題に対し、継続的な見守りや食料支援、相談支援を行うことができるよう、ケアリーパーとの繋がりを維持し、施設退所後も安心して生活できるような仕組みを作ることを目的とし、調査検討・実証期間は2023年6月から2024年3月まで実施した。また孤独・孤立対策の分野での相談業務において、一定の知見やシステム開発力を有する日立製作所に事業の一部を再委託し、ITツールを活用した孤独・孤立対策についても検討・実証を行った	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	6団体	
(2)実行団体のイメージ	フードバンク団体等の食料支援に取り組む団体 食品年間取扱量30トン以上、活動歴1年以上の中堅フードバンク団体を想定	57/200字
(3)1実行団体当り助成金額	600万/年×3年=1,800万円	17/200字
(4)案件発掘の工夫	全国フードバンク推進協議会では、全国各地で活動するフードバンク団体に対して継続的な情報配信を行っている。全体への周知と申請数確保に向けて国内フードバンク団体に対して公募情報を提供し、Zoom等を活用したWEB会議による説明会も開催する。また他団体のメーリングリストにも公募情報を掲載するなど、幅広く周知する。	154/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	実施体制・・・内部3名 PO体制・・・PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算）1名、PO副担（実行団体の伴走支援）1名 経理、事務・・・1名（経理、その他事務） ※経理、事務は、本事業：他事業で3：7					104/300字	
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	2	名	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	本事業：他事業で6：4を想定
			既存PO人数	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	専任
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	休眠預金事業に必要な規定は全て作成し、HPに公開している。また役員には毎年利益相反防止の為の自己申告を実施している。加えて、スタッフにも内部通報制度に関する研修やヘルプラインの窓口連絡先を毎年周知している。					103/200字	
(4)コンソーシアム利用有無	なし						

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/11/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	ケアリーバーに対する食料支援モデル構築事業	
	団体名	一般社団法人全国フードバンク推進協議会	

	助成金
事業費	83,696,000
実行団体への助成	72,000,000
管理的経費	11,696,000
プログラムオフィサー関連経費	15,528,000
評価関連経費	770,000
資金分配団体用	170,000
実行団体用	600,000
合計	99,994,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	480,000	27,712,000	27,812,000	27,692,000	83,696,000
実行団体への助成		24,000,000	24,000,000	24,000,000	72,000,000
－					
管理的経費	480,000	3,712,000	3,812,000	3,692,000	11,696,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	72,000	5,152,000	5,152,000	5,152,000	15,528,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,992,000	4,992,000	4,992,000	14,976,000
その他経費	72,000	160,000	160,000	160,000	552,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	0	170,000	600,000	770,000
資金分配団体用	0	0	170,000	0	170,000
実行団体用	0	0	0	600,000	600,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	552,000	32,864,000	33,134,000	33,444,000	99,994,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		全国フードバンク推進協議会	
郵便番号		169-0074	
都道府県		東京都	
市区町村		新宿区北新宿	
番地等		1丁目8-17 土方ビル 7F	
電話番号		03-6912-9444	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.fb-kyougikai.net/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/foodbankalljapan/	
		https://x.com/fbkyougikai11	
設立年月日		2015/11/13	
法人格取得年月日		2018/02/23	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヨネヤマヒロアキ
	氏名	米山 廣明
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	6
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	10
常勤職員・従業員数 [人]	7
有給 [人]	7
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	65
団 thể正会員 [団体数]	65
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-		
決済責任者 氏名／勤務形態			
通帳管理者 氏名／勤務形態			
経理担当者 氏名／勤務形態			

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	延べ71件
申請前年度の助成総額 [円]	7,405万円
助成した事業の実績内容	2022年度 厚生労働省「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」 (11,703万円を51団体に助成) 2022年度 厚生労働省(2次補正予算)「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」(1,663万円を35団体に助成) 2023年度 2022年度新型コロナウイルス対応支援助成(4,913万円を7実行団体に助成) 2023年度 企業財団「第6回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」(425万円を23団体に助成) 2024年度 2023年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠助成(5,394万円を7実行団体に助成) 2024年度 2022年度通常枠助成(7,540万円を6実行団体に助成中) 2024年度 2024年度通常枠助成(1億5200万円を5実行団体に助成中) 2024年度 2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠助成(7,000万円を8実行団体に助成中) 2024年度 企業財団「第7回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」(450万円を23団体に助成) 2024年度 企業財団「第8回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」(630万円を22団体に助成)

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	2016年 第1回こどもの未来応援基事業 「フードバンク等子ども支援団体への組織基盤強化事業」 事業内容：新設団体の立ち上げ支援、既存のフードバンク団体の基盤強化、食品寄贈企業の開拓とフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2017年 第2回こどもの未来応援基事業 「フードバンク団体への組織基盤強化事業」 事業内容：組織基盤強化を目的としたフードバンク団体への伴走支援、食品寄贈企業の開拓及びフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2018年 第3回こどもの未来応援基事業 「フードバンク団体への組織基盤強化事業」 フードバンク団体の組織基盤強化を目的として組織診断及び課題解決策の立案・実施の支援、食品寄贈企業の開拓及びフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、東北、関東、関西、九州における研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2021年 2021年度通常枠実行団体「四国及び九州における災害時の食料支援体制構築事業」

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
2	2021年度	通常枠	実行団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	四国及び九州における災害時の食料支援体制構築事業
3	2021年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択		
4	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択		
5	2023年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
6	2024年度	緊急枠	資金分配団体に採択		
7	2024年度	通常枠	資金分配団体に採択		
8	2024年度	活動支援枠	支援対象団体に採択	一般社団法人BLP-Network	リスクマネジメントの実施によるガバナンス・コンプライアンス体制の強化及び実行団体への支援体制構築事業
9	2025年度	緊急枠	資金分配団体に申請中（当落未定）		
10	2025年度	活動支援枠	活動支援団体に申請（予定）		

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	ケアリーバーに対する食料支援モデル構築事業
団体名:	一般社団法人全国フードバンク推進協議会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		確認が必要です。E列に未記入があります。	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第14条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第15条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第15条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第15条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第13条	
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第19条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			対象外		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第29条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第29条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会規則	第3条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第31条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会規則	第3条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第31条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会規則	第16条	
(6)決議 (過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第33条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第35条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第22条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第23条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程		対象外(評議員は置いておらず、また理事などの役員は全て無償を原則としているため、報酬の額等は定めていない)おらず、また理事などの役員は全て無償を原則としているため、報酬の支払い方法は定めていない)		
(2)報酬の支払い方法					

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第11条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第6条 イ項
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	職場におけるハラスメントの防止に関する規程	第1条～第8条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第9条 イ項
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・倫理規定	・第7条 ・第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第5条、第8条、第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規定	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規定	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	別紙「業務の概要」
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規定	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第6条、第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第1条、第7条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第4条～第12条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第7条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款 情報公開規程	第39条、第40条 別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第13条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第22条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	2章
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21条～23条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章

一般社団法人全国フードバンク推進協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国フードバンク推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、国内フードバンク団体が抱える課題解決やフードバンクを取り巻く社会的環境整備を行うことにより食品ロス削減、貧困問題の解決に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 日本国内の地方自治体、関係省庁への政策提言、フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究事業
- (2) 日本国内のフードバンクの認知度や信頼性を高めるための広報活動
- (3) 個々のフードバンク団体への情報提供、コンサルティング、研修会の開催、新設団体立ち上げ支援
- (4) 食品や活動資金、知的財産等、フードバンク活動の推進に必要な資源の分配
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。
- (5) 会員である団体が解散したとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、社員総会の開催日の7日前までに、各社員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、社員総会を開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項に規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(6) 基本財産の処分

(7) その他法令又はこの定款で定める事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上 10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を総理する。

3 各理事は代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 20 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める

(取引の制限)

第 27 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 28 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事、及びその配偶者、又は3親等内の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体の理事である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事）及び監事は、当該議事録に記名押印又は法令に従い電子署名するものとする。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

（基金の拠出）

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

（事業年度）

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 この法人の事業遂行のために必要のあるときは、理事会の決議を経て各種委員会を置くことができる。

(委員の選任)

第43条 委員会に、委員長その他必要な委員を置く。

2 委員長は、理事会の決議によって選任する。

3 委員は、委員長が理事長及び理事と協議の上選任する。

(委員会の任務)

第44条 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体、特定非営利活動法人等に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 阿部知幸

設立時理事 太田茂雄

設立時理事 菊地謙

設立時理事 鈴木和樹

設立時代表理事 米山恵子

設立時監事 武藤高晴

(設立時社員の氏名)

第50条 設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員 阿部知幸

設立時社員 太田茂雄

設立時社員 大野覚

設立時社員 菊地謙

設立時社員 鈴木和樹

設立時社員 米山恵子

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。